

電力供給（蹴上浄水場）仕様書

1 概要

- (1) 対象建物
蹴上浄水場
- (2) 需要場所
京都市東山区栗田口華頂町3番地
- (3) 業種及び用途
官公署（水道施設）（B-TOU）

2 仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準電圧 20,000V
 - ウ 計量電圧 20,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 2回線受電
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ア 契約電力（契約上利用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）
 - (ア) 契約電力（常時電力） 1,150kW
 - (イ) 契約電力（予備電力） 1,150kW
（常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。）
 - イ 予定使用電力量 6,059,000Wh
（令和7年4月1日～令和8年3月31日までの使用量見込み）
各月の電力使用計画 別紙1、別紙2のとおり
- (3) 契約使用期間 令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで
- (4) 需給地点
需要場所における特別高圧受電室内の関西電力㈱の20kV地中引込線立上り電纜終端箱（2ヶ所）。
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は、関西電力㈱の所有とする。

(6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 力率

ア 力率は、その月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}}$$

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(9) 電気料金に関する事項

電気料金に関する事項は、契約書案及び入札説明書の定めるところによる。

なお、燃料費調整単価、市場価格調整単価について、令和 6 年 12 月時点の電気供給条件に準ずる約款で、契約期間は適用すること。

(10) 受電日誌

毎日 0 時から 24 時まで 30 分ごとの電力量を記録した受電日誌及び電子データを、月 1 回提供すること。

(11) 積算パルスサービス

取引メーターからの積算パルスを必要に応じて出力すること。

別紙 1

各月の電力使用計画

蹴上浄水場

| 月 | 電力量[kWh] | | | |
|----|----------|-----------|-----------|-----------|
| | 重負荷時間 | 昼間時間 | 夜間時間 | 計 |
| 4 | 0 | 219,000 | 272,000 | 491,000 |
| 5 | 0 | 198,000 | 304,000 | 502,000 |
| 6 | 0 | 233,000 | 265,000 | 498,000 |
| 7 | 134,000 | 126,000 | 285,000 | 545,000 |
| 8 | 127,000 | 123,000 | 274,000 | 524,000 |
| 9 | 115,000 | 111,000 | 274,000 | 500,000 |
| 10 | 0 | 229,000 | 271,000 | 500,000 |
| 11 | 0 | 221,000 | 267,000 | 488,000 |
| 12 | 0 | 229,000 | 278,000 | 507,000 |
| 1 | 0 | 216,000 | 295,000 | 511,000 |
| 2 | 0 | 212,000 | 264,000 | 476,000 |
| 3 | 0 | 236,000 | 281,000 | 517,000 |
| 計 | 376,000 | 2,353,000 | 3,330,000 | 6,059,000 |

各電力量の定義は以下による。

- ・重負荷時間…… 夏季（7月1日から9月30日）の毎日10時から17時までの時間。ただし、「休日等」に定める日を除く。
- ・昼間時間……… 平日8時から22時までの時間。ただし、重負荷時間及び「休日等」に定める日を除く。
- ・夜間時間……… 上記以外の時間。

「休日等」は、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日とする。

別紙2

各月の電力使用計画

蹴上浄水場

| 月 | 大口種別 | 電力量[kWh] |
|----|-------|-----------|
| 4 | その他季節 | 491,000 |
| 5 | その他季節 | 502,000 |
| 6 | その他季節 | 498,000 |
| 7 | 夏季 | 545,000 |
| 8 | 夏季 | 524,000 |
| 9 | 夏季 | 500,000 |
| 10 | その他季節 | 500,000 |
| 11 | その他季節 | 488,000 |
| 12 | その他季節 | 507,000 |
| 1 | その他季節 | 511,000 |
| 2 | その他季節 | 476,000 |
| 3 | その他季節 | 517,000 |
| 計 | | 6,059,000 |

各電力量の定義は以下による。

夏季 …7月1日から9月30日の全日電力量

その他季節…夏季以外の全日電力量